

●税の免除・軽減に係る優遇制度

※下記は概要です。対象業種・立地規模・立地区域等の条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

市町村名	条例名等	免除・軽減内容
秩父市	秩父市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例	固定資産税を3年間免除(「地域経済牽引事業計画」に基づいて取得した土地、家屋、構築物(償却資産))
	秩父市過疎地域における固定資産の課税免除に関する条例	固定資産税(土地、家屋、償却資産は機械及び装置に限る)を3年間免除。※市内の過疎地域(吉田地域、大滝地域、荒川地域)に新設又は増設したもの。
深谷市	深谷市工場等立地促進条例	固定資産税を5年間0.7/100に軽減
越生町	越生町企業誘致条例	固定資産税を1年間免除、2年間軽減(2年度税率0.28/100、3年度0.56/100)
ときがわ町	ときがわ町企業立地支援条例	固定資産税を1年間免除、2年間軽減(2年度税率0.28/100、3年度0.56/100)
	ときがわ町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例	固定資産税(償却資産は機械及び装置に限る)を3年間免除
小鹿野町	小鹿野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	固定資産税を3年間免除(償却資産【機械及び装置】等)
神川町	神川町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例	固定資産税を3年間0.35/100に軽減(過疎地域に係るもの)
寄居町	寄居町企業誘致条例	固定資産税(償却資産は機械及び装置に限る)を3年間免除
皆野町	皆野町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例	固定資産税(省令第3条第2号に定める課税免除をするものに限る。)新たに課すこととなった年度から3年度間に限り免除
長瀬町	長瀬町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例	固定資産税(省令第3条第2号に定める課税免除をするものに限る。)新たに課すこととなった年度から3年度間に限り免除

<問い合わせ先>

市町村	担当部署	連絡先
秩父市	産業観光部 先端技術推進課	0494(21)5522【直通】
深谷市	産業振興部 産業ブランド推進室 企業誘致推進係	048(577)3819【直通】
越生町	企画財政課 企業誘致担当	049(292)3121【代表】
ときがわ町	政策財政課 政策担当	0493(65)1521【代表】
小鹿野町	産業振興課 工業担当	0494(75)5061【直通】
寄居町	産業振興企業誘致課 商工振興企業誘致班	048(581)2121【代表】
皆野町	産業観光課 商工観光担当	0494(62)1462【直通】
長瀬町	長瀬町産業観光課 産業観光担当	0494(69)1104【直通】